

看護学生のための奨学金制度

—奨学金の交付を希望するみなさまへ—

この奨学金制度は看護師養成機関（以下、「看護学校等」といいます）に在籍する学生（又は入学見込の方）で、看護学校等を卒業後、独立行政法人国立病院機構村山医療センターへの就職を希望する学生に対して奨学金を貸与することにより、その修学を支援することを目的としています。

【奨学金貸与から就職までの主な流れ】

1. 貸与の申込み
(奨学生申請書に添付書類を揃えて村山医療センターへ提出)
2. 奨学生の選考
(書類や面接等により、申込者の人物、学力等について総合的に審査)
3. 奨学金貸与決定通知書の送付
4. 奨学生誓約書の提出
5. 奨学金の貸与
6. 国立病院機構村山医療センターの看護師採用試験に合格
7. 卒業・看護師免許取得
8. 国立病院機構村山医療センターへ就職
9. 国立病院機構村山医療センターで一定期間就業後、奨学金の返還免除
 - ★村山医療センター奨学金貸与要領（当院 HP よりダウンロード可）
 - ★村山医療センター奨学金貸与申請書（当院 HP よりダウンロード可）

【主な手続き等】

I. 申込み方法

- ◆ 奨学金の受給を希望される方は、次の書類を提出してください。
 - 1) 奨学生申請書（様式第1号）…申込前に請求してください
(問い合わせ先までご連絡ください。用紙を郵送いたします。)
 - 2) 在学証明書（既に看護学校等に在学されている方）
 - 3) 履歴書（写真貼付、様式は任意）
 - 4) 看護学校等の成績証明書（看護学校等に在籍している方）
 - 5) 最終学歴の成績証明書等（看護学校等の成績証明書が発行されない方）
 - 6) 看護学校等の推薦書（様式は任意）

II. 奨学生の選考

- ◆ 奨学生は、申込み時に提出された書類及び面接等を踏まえ看護奨学生選考委員会で決定します。
- ◆ 選考の時期については書類受理後にご連絡します。
- ◆ 奨学生として決定された方には、院長から「奨学金貸与決定通知書」が発行されます。

Ⅲ. 奨学生の提出書類

「奨学金貸与決定通知書」を受領した日から7日以内に「奨学生誓約書」を提出してください。

Ⅳ. 奨学金の額

◆ 奨学金の貸与額は、年間40万円です。

Ⅴ. 奨学金の貸与期間

貸付期間は、奨学生になった日の属する年度から看護学校等を卒業するまでの年度となります。

《例》

- ①看護大学（4年課程）・・・3年間
- ②看護学校（3年課程）・・・2年間
- ③看護学校（2年課程）・・・1年間

Ⅵ. 奨学生の定員 20名程度

Ⅶ. 奨学金の貸与方法

◆ 年間の支給額を各年度の前期（4月）・後期（10月）の2回に分け、奨学生本人名義の預金口座に振り込みます。

Ⅷ. 奨学金の返還の免除

◆ 奨学金は、看護学校等を卒業後、奨学金の貸与期間と同じ期間を村山医療センターの看護師として勤務した場合には全額返還免除されます。（例：奨学金を3年間貸与された方が3年間村山医療センターで勤務した場合、返還が全額免除されます）

なお、当センターで一定期間勤務後に退職される場合は、勤務期間分の返還が免除されます。この場合は、1年以上業務に従事した場合、1年につき1年間分の奨学金返還免除となります。但し、業務に従事した1年未満の期間は免除の対象になりません。（例：1年6ヶ月勤務後に退職 → 1年間分の免除）

Ⅸ. 奨学金の返還

◆ 看護学校等を卒業後、前項の返還免除の場合を除いて、貸与を受けた奨学金を一括返還する必要があります。

◆ 下記に該当した場合は、全額を一括返還しなければなりませんのでご注意ください。

- ①奨学生の辞退、看護学校等を退学・留年等の理由で奨学生の資格を取消された場合
（貸与後、当院より成績証明書の提出を求める場合があります）
- ②職員採用試験で当院からの採用内定を得られなかった場合
- ③卒業当年に看護師免許を取得できない場合

◆ 院長の指定する日までに返還しなかった場合は延滞金（年5%の利息）が発生します。

X. 他制度による奨学金の併給

◆ 独立行政法人日本学生支援機構の第一種及び第二種奨学金との併給も可能です。

但し、合算した奨学金の貸与額が、看護学生が負担しなければならない在学費用（年間の授業料、教科書代、教育活動費その他実習費等の看護学校に支払わなければならない金額）を超えない範囲内とします。

【申込及び問い合わせ先】

お申し込み、お問い合わせ、不明な点は下記まで連絡ください。

独立行政法人国立病院機構村山医療センター 管理課 給与係長

電話) 042-561-1221 内線404

ファックス) 042-564-2210